

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 能勢町との水道事業の統合に伴い、会計の区分の改正を行います。
- 2 指定納付受託者に関する規定を整備します。
- 3 その他所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行します。